

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続き開始の公示
(建築のためのサービス、その他技術的サービス（建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成 8 年 6 月 17 日事務次官等会議申合せ）記 4 に定める調達の対象外です。

令和 8 年 7 月 23 日

契約担当者

国立大学法人東京大学 総長 藤井 輝夫

代理人 施設部長 西村 文彦

1 業務概要

(1) 業 務 名 東京大学（本郷）薬学部本館空調設備改修設計業務

(2) 業務内容

本業務は、東京大学薬学部本館の空調設備を改修するために必要な設備設計業務について、設計業務委託仕様書に基づき実施設計を行うものである。

構造：RC造 地下2階、地上6階 延べ面積13,630㎡（うち改修面積約4,980㎡）

(3) 履行期限 令和9年3月5日

(4) 業務の詳細説明 別紙「設計業務委託特記仕様書」のとおり

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

①下記3（4）の提出期限において、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章第32条で定める競争参加資格について、令和7・8年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設備設計・施工管理業務」に係る競争参加資格認定を受けている者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②参加表明書の提出期間の最終日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省から、「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

- ③経営状況が健全であること。
- ④不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑦一級建築士の資格を有する者を管理技術者として当該業務に配置できること。
- ⑧本業務に直接関連する他の業務（基本計画等）を実施した者でないこと。

（２）技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

①担当予定技術者の能力

資格、同種又は類似業務の実績

同種業務 平成 23 年度以降に完了した、下記に示す類似業務のうちで、かつ以下のいずれかの建物を対象とする業務（※基本設計のみの業務は評価しない）

- ・ 専門的教育・研究施設（大学、専門学校、研究所）
- ・ 運動施設（屋内プール、スタジアム）
- ・ 業務施設（銀行、本社ビル、庁舎）
- ・ 宿泊施設（ホテル（宴会場等を有するもの）、保養所）
- ・ 医療施設（総合病院、病院、診療所）
- ・ 文化・交流・公益施設（公民館、集会場、コミュニティーセンター、映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署）

類似業務 平成 23 年度以降に完了した、S 造、RC 造又はSRC 造で、延床面積 2,500 m²以上を施工対象範囲とする、建物に係る改修又は新增築の設備設計業務（※基本設計のみの業務は評価しない）

②ワーク・ライフ・バランス等の推進状況

③技術提案書の提出者の能力

（１）の技術提案書の提出者に要求される資格を満たしていること。

（３）技術提案書を特定するための評価基準

①担当予定技術者の能力

資格、主要業務の実績、同種及び類似業務の実績

②技術提案書の提出者の能力

（１）の技術提案書の提出者に要求される資格を満たしていること。

③業務の実施方針

業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

④課題についての提案

- i 設計仕様説明書と発注者要件書（別紙 A）の主旨に沿った実現可能な設備設計の具

体的な提案

- ii 施設の長寿命化とメンテナンス性を踏まえたイニシャルコスト及びランニングコストの削減を実現するための具体的な提案
- iii 工事費コスト削減と工期短縮に有効な改修計画について

3 手続等

(1) 担当部局

〒113-8654 東京都文京区本郷 7-3-1

国立大学法人東京大学本部施設企画課 予算・契約チーム

電話 03-5841-2209・0666

メールアドレス koujinyusatsu.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

【特 記】

- ・問い合わせは可能な限りメールにて行うこと。
- ・電話連絡の受付は、11時00分から12時00分及び13時00分から16時00分（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の時間に限定する。
- ・対人による窓口対応は一切行わないので特に注意のこと。

(2) 説明書の交付期間及び場所

令和8年7月23日から令和8年8月3日まで、東京大学施設部ホームページにて交付する。

(https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/procurement-contracts/b07_07_03.html)

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

提出期限は、令和8年8月3日 17時00分までとする。

提出方法は、電子データでの提出とし、本学指定のURLに書類一式をアップロードして提出すること（詳細は「説明書」及び「参加表明書の行い方」を参照のこと）。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限は、令和8年8月18日 15時00分までとする。

提出方法は、電子データでの提出とし、本学指定のURLに書類一式をアップロードして提出すること（詳細は「説明書」を参照のこと）。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。

(3) 契約保証金 納付

ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金は免除する。

- (4) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 本業務に直接関連する他の業務の契約を本業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1) に同じ。
- (9) 上記 2 (1) ①に掲げる資格を満たしていない者も上記 3 (3) により参加表明書を提出することができるが、上記 3 (4) の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (10) 詳細は説明書による。